

勤務しながら行政書士業務を行なう者の登録・入会上の問題点

表題に記載した者が登録・入会をしようとする場合、本会では「誓約書」を徴して、日行連に登録申請の進達を行っている。日行連はこれを受けて審査を行いその可否を決定しているが、これに関しては以下の通りの問題点があるので、その分析と検討を試みてみる。

1. 行政書士法が要求している基準

行政書士法第 6 条の 2 第 2 項第 2 号（登録の申請及び決定）では、行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者、その他行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者からの登録申請は拒否しなければならないと定めている。表題の場合では、下記事項の内の と が該当する。

登録拒否該当者	申請者が行政書士となる資格を有しない者	行政書士法第 6 条の 2 第 2 項
	心身の故障により行政書士の業務を行なうことができない者	行政書士法第 6 条の 2 第 2 項第 1 号
	行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者	行政書士法第 6 条の 2 第 2 項第 2 号前段
	行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者	行政書士法第 6 条の 2 第 2 項第 2 号後段

そこで、行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者、行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者の判断基準を何処に求めるのかが重要となるが、日行連はこの判断基準の曖昧さを条文に照らして精査することなく、誓約書の提出という簡便な方法によって審査してきたという、法解釈上における重大な過誤責任があるので、以下においてその検証を行いたい。

この前提に立てば、日行連は将来疑義が起りうる蓋然たる事情を有する該当者を、誓約書の提出という簡便な方法を用いて、自らの手で認めてしまうことは重大な過誤であることは否定できないと考えられる。

「問題点 1」依頼に応じる義務について

依頼者はいつ何時に依頼しに来るのか未定であり、通常の世界常識からいえば、午前 9 時から午後 6 時前後迄はその常識の範囲内と考えられ、平日は会社勤務のため夜間のみ依頼を受けるとか、土日のみ依頼を受けるとかは、一般的な社会通念上において、他人からの「依頼に応じる義務」を、独立した専門職種として果たせていないと考えるべきである。

この点において、誓約書第四項、第六項は違反しているといわなければならない。

「問題点 2」秘密を守る義務について

会社勤務を認めた場合、当該会社がどのような事業内容の会社であるのか、その事業内容や（勤務しながらの）行政書士の職務の中に、依頼者からの依頼事項に関連する情報があった場合、それが利用される恐れはないのか、秘密を守る義務が果たせるのか疑問を禁じえない。この点においても誓約書第二項、第六項は違反しているといわなければならない。

4. 「行政書士の信用又は品位を害するおそれがある者」「行政書士の職責に照らし行政書士としての適格性を欠く者」とはなにか

具体的にいえば、行政書士の信用又は品位、行政書士の適格性とは、行政書士第 8 条（業務を行うための事務所設置義務）、第 10 条（信用・品位を害する行為の禁止）第 11 条（依頼に応じる義務）、第 12 条（依頼者の秘密を守る義務）を基礎として、以降第 13 条の 2 迄の条文から導き出されなければならないものである。

5. 「信用・品位・適格性」から見た条文の意味

「信用・品位・適格性」から見た場合、法第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条が何故重要な意味を持つのかを以下に分析してみたい。

< 行政書士法第 8 条 >

行政書士は、その業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 行政書士は、前項の事務所を二以上設けてはならない。

この場合の行政書士の業務とは、行政書士法第 1 条の 2、1 条の 3 に規定され

た業務を指す。これに規定された業務が行政書士としての業務（その他、法定外業務なども含む）であり、これらを業として行うための場所の意が、即ち、行政書士業務を行うための事務所設置＝業務遂行上の拠点ということになる。（＊出張などの場合を除き、業務を反復継続して行う場所と見ることができる程度の執務状態とその物的空間全体を指す。）

申請手続きの代理、申請取次、打合せ、相談業務、会務、研修等で事務所を空けて出張したり、病気治療などの場合を除いて、行政書士は事務所に常駐（常勤）する義務があることは「行政書士業務を行うための事務所設置」を規定するこの条文上から明らかである。

また「業務を行うために・・・」ではなく「業務を行うための・・・」との、積極規定となっていることにも当然留意して解釈しなければならない。

業務の態様から見た常駐の基本根拠条文は、行政書士法第 8 条となり、物・空間としての主たる執務場所として捉えた場合に、その業務態様を補強する条文が第 8 条の 2 以下の条文となることが分かる。（掲載以外にも補強条文は多数あるが割愛している。）

本稿にいう「行政書士の（事務所における）常駐」とは、行政書士法人の社員を指すだけでなく、個人会員にあっては、法第 8 条の制定趣旨から当然の適用と考えることができるので、これらの分析結果を纏めると「個人行政書士の（事務所における）常駐」とは、以下のように記述することになる。

常駐の定義

「出張など（病気・事故・会務・研修等も含む）の場合を除き、行政書士業務を反復継続して行う場所と見ることができる程度の執務状態を指し、依頼者への対応が充分にとれ、行政書士会からの連絡・通知が遅滞なく伝わり、使用人行政書士又は補助者等への指導・監督が充分に行える状態にあること。」と定義づけることとなる。

< 行政書士法第 9 条 >

行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所・氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。

< 施行規則第 11 条 >

行政書士は、日行連の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

本条は、誠実・適正な業務遂行義務（行政書士法第 10 条）から見た、帳簿類や職印の恒常保管施設（業務遂行上の唯一の拠点としての証となる。）としての位置づけであり、また、知事の立入検査時（法第 13 条の 22）の対象となっている。逆に言えば、当該行政書士にとっては、拠点施設における適正な行政書士業務を遂行しているとの証拠物ともなりえる。

<行政書士法第 10 条>

行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

本条については、第 10 条の 2 以降第 13 条の 2 までが直接的に補強する条文として該当する。「報酬額の揭示、依頼に応じる義務、秘密を守る義務、会則の遵守義務、研修を受ける義務など」が具体的な事項である。これに対応できない場合は、行政書士の信用又は品位を害するような行為と看做さなければならないこととなる。

<行政書士法第 10 条の 2>

行政書士は、その事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を揭示しなければならない。

<本会会則第 52 条> 同様規定あり

行政書士法第 1 条の 2 には、他人の依頼を受け報酬を得て・・・ことを業とする。と規定されている。この「他人の依頼を受ける」と「報酬を得て」は、行政書士業務を取扱う上での前提となる必須条件である。

他人の依頼を受け、業務を行う場所としての事務所に、報酬額の揭示をすることは、行政書士法第 10 条（行政書士の責務）、第 11 条（依頼に応ずる義務）第 12 条（秘密を守る義務）と相まって、行政書士の業務遂行をこの条件に合致させる意味において、重要な要素となっている。

<行政書士法第 11 条>

行政書士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことができない。

「依頼に応じる義務」について

依頼者はいつ何時に依頼しに来るのか未定であり、通常の世界常識からいえば、午前 9 時から午後 6 時前後迄はその常識の範囲内と考えられ、平日は会社勤務のため夜間のみ依頼を受けるとか、土日のみ依頼を受けるとか、社命による長期出張などがあり得る状況を勘案すると、その社会通念上において、勤務しながらの行政書士業務遂行は、他人からの「依頼に応じる義務」を果たせていない常況にあると捉えるべきである。

<行政書士法第 12 条>

行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなつた後も、また同様とする。

「秘密を守る義務」について

会社勤務を認めた場合、当該会社がどのような事業内容の会社であるのか、その事業内容や（勤務しながら）行政書士の職務の中に、依頼者からの依頼事項に関連す

る情報があった場合、それが利用される恐れはないのか、秘密を守る義務が果たせるのか疑問を禁じえない。

< 行政書士法第 13 条 >

行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。

会則の目的欄（第 3 条、第 4 条）には、行政書士の品位保持、権利擁護、業務の改善進歩のために会員に対し、指導及び連絡することがその主たる目的として明記されている。

この指導・連絡等を有効に機能させる（指導・連絡権の有効な行使）ための宛先が、即ち「行政書士業務を行うために設けた登録された事務所」宛ということになる。そして、その対象者が当該会員であり、ここで何も問われないとすると、権利や義務の行使に関して、不測の損害（期限の利益の喪失など）をもたらす結果ともなる。行政書士会側からすると、会費の納入通知、催告の通知、総会の通知、研修の通知、処分の通知等があり、いずれの場合にもその期限を付して通知を行っているケースが大部分である。

< 綱紀事案 >

日本行政 2007.1 月号 P42 行政書士業務を行うための事務所を設けていない。又、依頼人及び愛知県行政書士会との連絡手段を確保していないため、戒告処分とした例がある。

6 . その他

非行政書士行為の温床排除からの側面

二以上の事務所の禁止（法第 8 条の 2）、他人による業務取扱いの禁止（規則第 4 条）、名義貸等の禁止（連合会会則第 61 条、本会会則第 47 条）、補助者への指導・監督義務（会則第 49 条）などが考えられる。

兼業禁止規定の有無について

一部の者は、行政書士法には兼業を禁止する規定がないことを盾に、勤務しながらの行政書士開業を認めているが、そもそも条文解釈とは、規定のない部分から導くのではなく、現に規定されている行政書士法を精査し、そこから導き出すことを第一義としなければならないものであることを付記しておきたい。